

屋外広告物条例
屋外広告物条例施行規則

令和6年4月1日

長野県建設部
都市・まちづくり課
景観係

○屋外広告物条例

平成 5 年 10 月 18 日
条例第 23 号

改正	平成 11 年 3 月 15 日条例第 21 号	平成 11 年 12 月 20 日条例第 46 号
	平成 16 年 12 月 27 日条例第 46 号	平成 17 年 10 月 17 日条例第 66 号
	平成 18 年 3 月 30 日条例第 23 号	平成 19 年 10 月 22 日条例第 50 号
	平成 20 年 12 月 18 日条例第 57 号	平成 21 年 12 月 17 日条例第 56 号
	平成 24 年 3 月 22 日条例第 51 号	平成 27 年 3 月 19 日条例第 18 号
	平成 29 年 3 月 23 日条例第 26 号	令和元年 7 月 16 日条例第 5 号
	令和 2 年 12 月 21 日条例第 41 号	令和 4 年 3 月 24 日条例第 23 号

屋外広告物条例をここに公布する。

屋外広告物条例

屋外広告物条例(昭和 36 年長野県条例第 69 号)の全部を改正する。

○屋外広告物条例施行規則

平成 6 年 5 月 26 日
規則第 25 号

改正	平成 6 年 10 月 27 日規則第 45 号	平成 7 年 1 月 26 日規則第 2 号
	平成 7 年 4 月 13 日規則第 25 号	平成 7 年 8 月 24 日規則第 29 号
	平成 7 年 11 月 30 日規則第 41 号	平成 8 年 1 月 29 日規則第 1 号
	平成 8 年 4 月 30 日規則第 21 号	平成 8 年 9 月 30 日規則第 30 号
	平成 9 年 1 月 27 日規則第 1 号	平成 9 年 9 月 25 日規則第 34 号
	平成 11 年 2 月 25 日規則第 2 号	平成 11 年 12 月 27 日規則第 52 号
	平成 12 年 3 月 30 日規則第 30 号	平成 12 年 7 月 31 日規則第 47 号
	平成 14 年 3 月 28 日規則第 24 号	平成 15 年 8 月 28 日規則第 50 号
	平成 16 年 3 月 22 日規則第 2 号	平成 16 年 12 月 27 日規則第 52 号
	平成 17 年 2 月 7 日規則第 1 号	平成 17 年 9 月 1 日規則第 50 号
	平成 18 年 2 月 2 日規則第 2 号	平成 18 年 3 月 23 日規則第 11 号
	平成 18 年 3 月 30 日規則第 28 号	平成 18 年 3 月 31 日規則第 32 号
	平成 18 年 10 月 31 日規則第 54 号	平成 19 年 11 月 1 日規則第 47 号
	平成 20 年 3 月 31 日規則第 17 号	平成 20 年 9 月 18 日規則第 39 号
	平成 21 年 1 月 29 日規則第 1 号	平成 21 年 7 月 6 日規則第 36 号
	平成 22 年 12 月 24 日規則第 45 号	平成 22 年 3 月 18 日規則第 8 号
	平成 23 年 2 月 24 日規則第 2 号	平成 24 年 3 月 22 日規則第 11 号
	平成 24 年 9 月 24 日規則第 35 号	平成 26 年 3 月 24 日規則第 8 号
	平成 27 年 3 月 26 日規則第 10 号	平成 28 年 3 月 24 日規則第 13 号
	平成 29 年 7 月 3 日規則第 31 号	平成 30 年 2 月 19 日規則第 1 号
	令和元年 7 月 16 日規則第 7 号	令和 2 年 3 月 19 日規則第 13 号
	令和 3 年 3 月 29 日規則第 65 号	令和 4 年 3 月 31 日規則第 39 号
	令和 6 年 3 月 25 日規則第 9 号	

屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

屋外広告物条例施行規則

屋外広告物条例施行規則(昭和 37 年長野県規則第 10 号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 屋外広告物の制限
 - 第1節 屋外広告物表示禁止物件等(第2条―第3条の2)
 - 第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域(第4条―第8条)
 - 第3節 屋外広告物特別規制地域(第9条―第11条)
 - 第4節 許可の更新等(第12条―第16条)
- 第2章の2 監督(第17条―第18条の3)
- 第3章 屋外広告業の登録等(第19条―第22条の4)
- 第4章 雑則(第23条―第24条)
- 第5章 罰則(第25条―第30条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条** この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業の規制に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 一部改正〔平成16年条例46号、17年66号〕

第2章 屋外広告物の制限

一部改正〔平成16年条例46号〕

第1節 屋外広告物表示禁止物件等

(屋外広告物表示禁止物件)

- 第2条** 次の各号に掲げる物件には、屋外広告物又はこれを掲出する物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 橋
 - (2) 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止(こまどめ)
 - (3) 銅像及び記念碑

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 屋外広告物の制限(第2条―第11条の2)
- 第3章 屋外広告業の登録等(第12条―第13条の8)
- 第4章 講習会(第14条―第16条)
- 附則

第1章 総則

追加〔平成18年規則11号〕

(趣旨)

- 第1条** この規則は、屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 屋外広告物の制限

追加〔平成18年規則11号〕

- (4) 火災報知機、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
- (5) 公衆電話ボックス
- (6) 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設

(7) 電柱及び街路灯柱(規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。)

(8) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物(規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。)、同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木及び長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第27条第1項の規定により指定された景観資産(規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。)

(9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして規則で定める物件

一部改正〔平成16年条例46号、17年66号〕

(屋外広告物表示禁止物件)

第2条 条例第2条第1項第7号の規則で定める広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

- (1) はり紙、はり札及び立看板
- (2) 巻付広告にあつては、地表から1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの
- (3) 袖看板にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - ア 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの
 - イ 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メートルを超えるもの
 - ウ 歩道(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下同じ。)と車道(同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。)の別区のある道路にあつては、下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの
 - エ 歩道と車道の区別のない道路にあつては、下端の高さ4.7メートル未満のもの

2 条例第2条第1項第9号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 送電塔
- (2) 貯水塔
- (3) 高架構造物
- (4) よう壁(道路の防護施設に限る。)
- (5) 路上変電塔

2 知事は、前項第9号に規定する物件を定めようとするときは、あらかじめ、長野県景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
一部改正〔平成29年条例26号〕

3 次の各号に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。
(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
(2) 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの

(屋外広告物の表示の方法等の基準)

第3条 何人も、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、次項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合しない広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及びその維持の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度15未満の色を使用していること。
- (2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していないこと。
- (3) 倒壊又は落下のおそれがないこと。
- (4) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (5) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあつては、その面が塗装されていること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 屋外広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法及びその維持の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第3号及び第4号に掲げる基準
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(6) カーブミラー

(7) パーキング・チケット発給設備(道路交通法第49条第2項に規定する設備をいう。)

一部改正〔平成19年規則47号〕

- 4 前条第2項の規定は、第2項第6号及び前項第2号に掲げる基準を定め、及び変更する場合について準用する。

一部改正〔平成16年条例46号、29年26号〕

(点検)

第3条の2 広告物等を表示し、設置し、又は管理する者は、前条第2項又は第3項の基準を維持するため、規則で定めるところにより、広告物等の点検を行わなければならない。

(点検)

第3条 条例第3条の2第1項の点検(以下この条及び第11条の2において「点検」という。)は、広告物等を表示し、設置し、又は改造した時及びその後3年以内ごとに行うものとし、その方法は別に定める。

- 2 点検の対象とする広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

- (1) はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーン
- (2) 壁面等に描かれたもの
- (3) 前2号に掲げるものに類する簡易なもの
- (4) 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの

- 3 条例第3条の2第2項の規則で定める広告物等は、高さが4メートルを超える広告物等とする。

- 4 条例第3条の2第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく広告美術又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認めた者

- 5 点検の結果の記録は、当該広告物等を除却するまでの間、保存するものとする。

全部改正〔平成29年規則31号〕

- 2 前項の点検のうち規則で定める広告物等に係るものは、法第 10 条第 2 項第 3 号のイに規定する試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に行わせなければならない。

追加〔平成 29 年条例 26 号〕

第 2 節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域

(屋外広告物禁止地域)

第 4 条 次の各号に掲げる地域又は場所(第 9 条第 1 項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域(次条において「住居専用地域」という。)

(2) 都市計画法第 2 章の規定により定められた景観地区及び風致地区のうち、規則で定める地域

(3) 道路(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条に規定する道路をいう。)、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地(第 8 条第 1 項第 1 号において「道路等」という。)
又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所

- 2 知事は、前項第 2 号から第 4 号までに規定する地域若しくは場所の指定、指定の解除又はその区域の変更をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び審議会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成 16 年条例 46 号、17 年 66 号〕

(屋外広告物禁止地域)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号の規則で定める地域は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 条例第 4 条第 1 項第 3 号の規則で定める地域は、別表第 2 のとおりとする。

(屋外広告物禁止地域の指定があった場合の特例)

第 5 条 住居専用地域の決定若しくは変更(拡張の場合に限る。)又は前条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する地域若しくは場所の指定若しくはその区域の拡張があった際、現に当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等は、当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張のあった日から 3 年(規則で定める広告物等にあつては、3 年を超えない範囲内で規則で定める期間)を経過する日までは、同項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。

(適用除外)

第 6 条 次の各号に掲げる広告物等については、第 4 条第 1 項の規定は、適用しない。

- (1) 第 2 条第 3 項各号に掲げるもの
- (2) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (3) 次に掲げるもので、規則で定めるもの
 - ア 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
 - イ 祭典その他慣例上使用するもの
 - ウ 一時的又は仮設的なもの
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、営利を目的としないもの

(屋外広告物禁止地域の指定があった場合の特例)

第 5 条 条例第 5 条(条例第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。

- 2 条例第 5 条の規則で定める期間は、6 月とする。

(適用除外)

第 6 条 条例第 6 条第 3 号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの(以下「自己用広告物」という。)については、表示面積の合計 10 平方メートル以下のもの
 - (2) 祭典その他慣例上使用するものについては、祭典その他年中行事等のためにするもの
 - (3) 一時的又は仮設的なものについては、表示期間及び責任者の住所氏名を 25 平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
 - (4) 営利を目的としない広告物等で、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
- 一部改正〔平成 7 年規則 25 号〕

(4) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するもので、当該表示、設置又は改造について知事の許可を受けたもの

第 7 条 知事は、前条第 4 号の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

第 7 条 削除

削除〔平成 12 年規則 30 号〕

(適用除外に係る案内のための広告物等の許可基準等)

第 8 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

項 目		基 準
表 示 の 方 法	表示面積	1 面 0.5 平方メートル以下かつ合計 1 平方メートル以下(条例第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる地域にあっては、1 面 2 平方メートル以下かつ合計 4 平方メートル以下)。ただし、2 以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	地上からの高さ	5 メートル以下
	色彩	地色の彩度 8 以下
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ア 反射光のある素材 イ 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの
個 数		1 地点又は 1 施設について市町村の区域内に 2 個以内

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項に規定する基準の決定及び変更について準用する。

3 前条第 4 号の許可の有効期間は、3 年(規則で定める広告物等にあっては、3 年を超えない範囲内で規則で定める期間)とする。

2 条例第 7 条第 3 項(条例第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。

3 条例第 7 条第 3 項の規則で定める期間は、6 月とする。

一部改正〔平成 12 年規則 30 号〕

- 4 前条第 4 号の許可には、当該地域又は場所における良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 5 知事は、前条第 4 号の規定による許可をしたときは、その者に対し、許可証を交付しなければならない。ただし、はり紙、はり札その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもって、これに代えることができる。
- 6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を当該許可に係る広告物等に付けて表示しておかなければならない。

一部改正〔平成 16 年条例第 46 号〕

(屋外広告物許可地域)

第 8 条 次の各号に掲げる地域又は場所(第 4 条第 1 項各号に掲げる地域又は場所及び次条第 1 項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。)において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、知事の許可を受けなければならない。

(1) 道路等又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所

2 知事は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

3 第 2 条第 2 項の規定は前項に規定する基準の決定及び変更について、第 4 条第 2 項の規定は第 1 項各号に規定する地域又は場所の指定、指定の解除及びその区域の変更について、第 5 条の規定は第 1 項各号に規定する地域又は場所の指定及びその区域の拡張があった場合について、前条第 3 項から第 6 項までの規定は第 1 項の許可について、それぞれ準用する。この場合において、第 5 条中「住居専用地域の決定若しくは変更(拡張の場合に限る。)又は前条第 1 項第 2 号から第 4 号まで」とあるのは「第 8 条第 1 項各号」と、「当該決定若しくは変更

(屋外広告物許可地域)

第 9 条 条例第 8 条第 1 項第 1 号の規則で定める地域は、別表第 3 のとおりとする。

2 条例第 8 条第 1 項第 2 号の規則で定める地域又は場所は、別表第 4 のとおりとする。

3 条例第 8 条第 2 項の規則で定める基準は、別表第 5 のとおりとする。

又は指定若しくは区域の拡張」とあるのは「当該指定又は区域の拡張」と読み替えるものとする。

4 次の各号に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 第6条第1号及び第2号に掲げるもの

(2) 第6条第3号のアからエまでに掲げるもので、規則で定めるもの
一部改正〔平成16年条例46号〕

第3節屋外広告物特別規制地域

(指定)

第9条 知事は、地域の特性を生かした良好な景観の形成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所を、市町村長の申出により、屋外広告物特別規制地域として指定することができる。

2 前項の指定は、あらかじめ審議会の意見を聴いて、規則で定めて行うものとする。

3 前2項の規定は、屋外広告物特別規制地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成16年条例46号〕

(許可等)

第10条 屋外広告物特別規制地域において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、知事の許可を受けなければならない。

4 条例第8条第4項第2号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自己用広告物については、表示面積の合計15平方メートル以下のもの

(2) 第6条第2号から第4号までに掲げるもの

一部改正〔平成7年規則25号・12年30号〕

(屋外広告物特別規制地域)

第10条 条例第9条第2項の規定による屋外広告物特別規制地域の指定並びに条例第10条第2項の規則で定める基準、同条第3項の規則で定める期間、同条第5項の規則で定める期間及び同条第6項第2号の規則で定めるものは、別表第6のとおりとする。

- 2 知事は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。
- 3 第1項の許可の有効期間は、規則で定める期間とする。
- 4 第7条第4項から第6項までの規定は、第1項の許可について準用する。
- 5 屋外広告物特別規制地域の指定又はその区域の拡張があった際、現に当該指定又は区域の拡張に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等は、当該指定又は区域の拡張のあった日から規則で定める期間を経過する日までは、第1項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。
- 6 次の各号に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 第2条第3項各号に掲げるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第11条 前条第2項に規定する基準、同条第3項に規定する期間、同条第5項に規定する期間及び同条第6項第2号に規定する広告物等は、関係市町村長の申出により、あらかじめ審議会の意見を聴いて、当該屋外広告物特別規制地域の指定に併せて定めるものとする。

- 2 前項の規定は、前条第2項に規定する基準、同条第3項に規定する期間、同条第5項に規定する期間及び同条第6項第2号に規定する広告物等の変更について準用する。

第4節 許可の更新等

(許可の更新)

第12条 第6条第4号、第8条第1項又は第10条第1項の規定による許可(当該許可についてこの項の規定により更新を受けたときあつては、当該更新を受けた許可)の有効期間(第15条において「許可期間」という。)満了後、引き続いて広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該表示又は設置について、許可の更新を受けなければならない。

- 2 第7条第1項、第3項(第8条第3項において準用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第8条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。)、第8条第2項並びに第10条第2項及び第3項の規定は、前項の許可の更新について準用する。

(許可の更新の基準)

第11条 条例第12条第2項において準用する条例第7条第1項及び第8条第2項の規則で定める基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

一部改正〔平成12年規則30号〕

(点検結果の報告)

第 12 条の 2 前条第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、第 3 条の 2 第 1 項の点検の結果を知事に報告しなければならない。

追加〔平成 29 年条例 26 号〕

(廃止等の届出)

第 13 条 第 6 条第 4 号、第 8 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定による許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、次の各号の一に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日から 10 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 第 6 条第 4 号、第 8 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定による許可を受けた広告物等(次項において「許可に係る広告物等」という。)の表示又は設置を廃止したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

2 前項に定めるもののほか、許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を専ら自己に代り管理する者(以下この項において「管理する者」という。)を選任したときは、選任した日から 10 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。当該管理する者を解任したとき、又は管理する者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったときも、また同様とする。

3 譲渡、相続その他の理由により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から 10 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第 14 条 知事は、許可を受けた者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。

(許可の失効)

第 15 条 許可期間が満了したとき又は第 13 条第 1 項第 1 号の規定による廃止の届出があったときは、第 6 条第 4 号、第 8 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定による許可は、その効力を失う。

(点検結果の報告)

第 11 条の 2 条例第 12 条の 2 の規定による点検結果の報告は、許可の更新の申請と併せて行うものとする。

2 前項の場合における点検は、許可の有効期間満了の日の 60 日前から当該申請の日までの間に行われたものでなければならない。

追加〔平成 29 年規則 31 号〕

(除却の義務)

第 16 条 許可を受けた者は、第 14 条の規定により許可が取り消されたとき又は前条の規定により当該許可が効力を失ったときは、遅滞なく当該広告物等を除却しなければならない。

第 2 章の 2 監督

一部改正〔平成 16 年条例 46 号〕

(除却命令等)

第 17 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該広告物等の表示、設置若しくは改造の停止を命じ、又は 5 日以上を定め、当該広告物等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第 2 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 4 条第 1 項の規定に違反した者
- (3) 第 8 条第 1 項の規定による許可を受けないで、同項各号に掲げる地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者
- (4) 第 10 条第 1 項の規定による許可を受けないで、第 9 条第 1 項の規定による屋外広告物特別規制地域において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、15 日以上を定め、当該広告物等の改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第 3 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 7 条第 4 項(第 8 条第 3 項及び第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者

一部改正〔平成 16 年条例 46 号〕

第 18 条 知事は、法第 7 条第 2 項の規定により、屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、15 日以上を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事又は知事の命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

一部改正〔平成 16 年条例 46 号〕

(保管した広告物等の告示及び売却等)

第 18 条の 2 知事は、法第 8 条第 1 項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 当該広告物等の名称、種類及び数量
- (2) 当該広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
- (3) 当該広告物等の保管場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当該広告物等を返還するため必要な事項で知事が定めるもの

2 知事は、法第 8 条第 1 項の規定により保管した広告物等について保管物件一覧簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

3 知事は、法第 8 条第 1 項の規定により保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第 1 項の規定による告示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した当該広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された屋外広告物 2 日
- (2) 特に貴重な広告物等 3 月
- (3) 前 2 号に掲げる広告物等以外の広告物等 2 週間

4 前項の広告物等の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 第 3 項の規定による広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この項において「競争入札」という。)に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により行うことができる。

一部改正〔平成 16 年条例 46 号〕

(報告及び立入検査)

第 18 条の 3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、設置し、又は管理する者に対し、広告物等に関し報告させ、又は資料を提出させることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、広告物等の存する土地又は建物に立ち入り、広告物等を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
追加〔平成 29 年条例 26 号〕

第 3 章 屋外広告業の登録等

全部改正〔平成 17 年条例 66 号〕

(屋外広告業の登録)

第 19 条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
全部改正〔平成 17 年条例 66 号〕

(登録の申請)

第 20 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 県の区域(長野市及び松本市の区域を除く。)内において営業を行う営業所の名称及び所在地

第 3 章 屋外広告業の登録等

追加〔平成 18 年規則 11 号〕

(登録の更新の申請期限)

第 12 条 条例第 19 条第 3 項の規定による登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の 30 日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。
全部改正〔平成 18 年規則 11 号〕

(登録の申請)

第 13 条 条例第 20 条第 1 項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書(様式第 1 号)によるものとする。

- (3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)の氏名
- (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)
- (5) 第2号の営業所(以下この章において「営業所」という。)ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称

- 2 前項の申請書には、申請者が第20条の3各号に該当しない者であることを誓約する書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。
全部改正〔平成17年条例66号〕、一部改正〔平成24年条例51号〕

(登録の実施等)

- 第20条の2 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿(以下この章において「登録簿」という。)に登録しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による登録(以下この章において「登録」という。)をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る申請者に通知しなければならない。

- 3 知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
追加〔平成17年条例66号〕

- 2 条例第20条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(次号及び第3号において「申請者」という。)が法人である場合又は屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつてその法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書
 - (2) 申請者(法人である場合においてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつてはその役員)を含む。)の略歴を記載した書面
 - (3) 申請者が選任した業務主任者が条例第21条第1項に規定する要件を備えた者であることを証する書面
全部改正〔平成18年規則11号〕、一部改正〔平成23年規則11号〕

(登録簿の閲覧)

- 第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、長野県建設部都市・まちづくり課とする。
- 2 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日は、登録簿を閲覧することができない。

(登録の拒否)

第 20 条の 3 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 22 条の 2 の規定により登録を取り消され、その処分があった日から 2 年を経過しない者
 - (2) 屋外広告業を営む法人が第 22 条の 2 の規定によりその登録を取り消された場合において、その処分があった日前 30 日以内にその役員であった者でその処分があった日から 2 年を経過しないもの
 - (3) 第 22 条の 2 の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- 追加[平成 17 年条例 66 号]、一部改正[平成 24 年条例 51 号]

- 3 登録簿の閲覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - 4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧場所に備える屋外広告業者登録簿閲覧簿に所定の事項を記載し、職員に申し出なければならない。
 - 5 登録簿を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 職員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。
 - (2) 登録簿を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
 - 6 知事は、登録簿を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することがある。
- 追加[平成 18 年規則 11 号]、一部改正[平成 18 年規則 32 号・54 号・19 年 47 号・20 年 17 号]

(変更の届出)

第 20 条の 4 登録を受けて屋外広告業を営むもの(以下この章において「屋外広告業者」という。)は、第 20 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。
- 3 第 20 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。
追加〔平成 17 年条例 66 号〕

(廃業等の届出)

第 20 条の 5 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第 1 号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日)から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合その法人を代表する役員であった者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合その清算人
 - (5) 県の区域(長野市及び松本市の区域を除く。)内において屋外広告業を廃止した場合屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失う。
追加〔平成 17 年条例 66 号〕

(変更の届出)

第 13 条の 3 条例第 20 条の 4 第 1 項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届(様式第 2 号)により行わなければならない。

- 2 前項の届出が次の各号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、当該各号に定める書面を添付しなければならない。
 - (1) 条例第 20 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項(登記簿に記録されている事項に限る。)登記事項証明書
 - (2) 条例第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる事項法定代理人の略歴を記載した書面
 - (3) 条例第 20 条第 1 項第 5 号に掲げる事項第 13 条第 3 号に規定する書面追加〔平成 18 年規則 11 号〕

(廃業等の届出)

第 13 条の 4 条例第 20 条の 5 第 1 項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届(様式第 3 号)により行わなければならない。

追加〔平成 18 年規則 11 号〕

(登録の抹消)

第 20 条の 6 知事は、登録がその効力を失ったとき又は第 22 条の 2 の規定により登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

追加〔平成 17 年条例 66 号〕

(業務主任者の選任等)

第 21 条 登録屋外広告業者は、その営業所ごとに第 23 条の講習会の課程を修了した者及び次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければならない。

- (1) 法第 10 条第 2 項第 3 号のイに規定する試験に合格した者
- (2) 広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的として、他の都道府県又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の行う講習会の課程を修了した者
- (3) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- (4) 知事が、規則で定めるところにより、前 3 号に掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定した者

(業務主任者の資格の認定)

第 13 条の 5 条例第 21 条第 1 項第 4 号に規定する認定は、次の各号に掲げる要件を満たす者について行うものとする。

- (1) 広告物等の表示又は設置の責任者として 5 年以上の実務経験を有すること。
 - (2) 次項の規定による申請の日前 5 年以内に屋外広告物に関する法令に違反していないこと。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、同項第 1 号に掲げる要件を満たすことを証する雇用者の証明書を添えて申請しなければならない。
 - 3 知事は、第 1 項の規定により認定したときは、認定書を交付するものとする。

追加〔平成 18 年規則 11 号〕

2 屋外広告業者は、次に掲げる業務の総括に関することを業務主任者に行わせなければならない。

- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に係る法令の規定の遵守の確保に関すること。
- (2) 広告物等の表示及び設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示及び設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第 21 条の 3 の規定による帳簿に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

一部改正〔平成 11 年条例 21 号・17 年 66 号〕

(氏名又は名称等の掲示)

第 21 条の 2 屋外広告業者は、すべての営業所の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を掲示しなければならない。

追加〔平成 17 年条例 66 号〕

(帳簿の備付け等)

第 21 条の 3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

追加〔平成 17 年条例 66 号〕

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第 22 条 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

一部改正〔平成 17 年条例 66 号〕

(帳簿の記載事項等)

第 13 条の 6 条例第 21 条の 3 の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の種類及び数量
- (3) 広告物等を表示し、又は設置した場所
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 契約金額

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物(次項において「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて紙面に表示されるときは、当該記録をもって条例第 21 条の 3 に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 前項の帳簿(同項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物等の表示又は設置に係る契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第 2 項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間保存しなければならない。

追加〔平成 18 年規則 11 号〕

(登録の取消し等)

第 22 条の 2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 第 20 条の 3 第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第 20 条の 4 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

追加〔平成 17 年条例 66 号〕

(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)

第 22 条の 3 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 知事は、前条の規定による取消し又は営業の停止の命令をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

追加〔平成 17 年条例 66 号〕

(報告及び立入検査)

第 22 条の 4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、屋外広告業者の事務所又は営業所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)

第 13 条の 7 第 13 条の 2 の規定は、条例第 22 条の 3 第 1 項の規定による屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。この場合において、第 13 条の 2 第 1 項中「条例第 20 条の 2 第 3 項」とあるのは「条例第 22 条の 3 第 1 項」と、同条第 4 項中「屋外広告業者登録簿閲覧簿」とあるのは「屋外広告業者監督処分簿閲覧簿」と、同条第 6 項中「前項」とあるのは「第 13 条の 7 において準用する前項」と読み替えるものとする。

追加〔平成 18 年規則 11 号〕

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

追加〔平成 17 年条例 66 号〕

第 4 章 雑則

(講習会)

第 23 条 知事は、規則で定めるところにより、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

全部改正〔平成 17 年条例 66 号〕

(身分証明書)

第 13 条の 8 条例第 22 条の 4 第 3 項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第 4 号によるものとする。

追加〔平成 18 年規則 11 号〕

第 4 章 講習会

追加〔平成 18 年規則 11 号〕

(講習会)

第 14 条 条例第 23 条の規定による講習会(以下「講習会」という。)は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 屋外広告物の法令に関する事項
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

2 知事は、講習会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、場所その他講習会の実施に関し必要な事項を公告するものとする。

一部改正〔平成 18 年規則 11 号〕

(講習会修了証書)

第 15 条 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証書を交付するものとする。

(講習会の一部免除)

第 16 条 知事は、第 3 条第 4 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者(同項第 4 号に掲げる者にあつては、同号に規定する帆布製品製造に係るものに限る。次項において同じ。)が、講習会を受けようとするときは、第 14 条第 1 項第 3 号に規定する事項を免除するものとする。

2 前項の規定による一部免除を受けようとする者は、第 3 条第 4 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者のいずれかに該当することを証する書類の写しを添えて申し出なければならない。

一部改正〔平成 7 年規則 41 号・20 年 39 号・29 年 31 号〕

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第 23 条の 2 法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は飯田市、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町が処理することとする。

- 2 前項に規定する市町村の区域については、第 2 章及び第 2 章の 2 の規定は、適用しない。

追加〔平成 18 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 19 年条例 50 号・20 年 57 号・21 年 56 号
・24 年 51 号・27 年 18 号・元年 5 号・2 年 41 号・4 年 23 号〕

(手数料)

第 23 条の 3 第 20 条の 2 第 1 項の規定による登録を受けようとする者は、手数料 1 万円を納めなければならない。

- 2 第 23 条の規定により知事が開催する講習会を受けようとする者は、手数料 3,500 円を納めなければならない。

追加〔平成 18 年条例 23 号〕

(補則)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則**(罰則)**

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 19 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段によって第 19 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- (3) 第 22 条の 2 の規定による営業の停止の命令に違反した者

追加〔平成 17 年条例 66 号〕

第 25 条の 2 第 17 条第 1 項の規定による命令に違反して、広告物等の除却その他必要な措置をとらなかった者は、50 万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成 16 年条例 46 号・17 年 66 号〕

(特別区の特例)

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 2 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 4 条第 1 項の規定に違反した者
- (3) 第 8 条第 1 項の規定に違反して、許可を受けないで、同項各号に掲げる地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者
- (4) 第 10 条第 1 項の規定に違反して、許可を受けないで、第 9 条第 1 項の規定による屋外広告物特別規制地域において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者
- (5) 第 20 条の 4 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第 21 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

一部改正〔平成 17 年条例 66 号〕

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 17 条第 2 項の規定による命令に違反して、広告物等の改造その他必要な措置をとらなかった者
- (2) 第 18 条の 3 第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第 22 条の 4 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

全部改正〔平成 17 年条例 66 号〕、一部改正〔平成 29 年条例 26 号〕

第 28 条 削除

削除〔平成 17 年条例 66 号〕

(両罰規定)

第 29 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 25 条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔平成 17 年条例 66 号〕

第 30 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。

- (1) 第 20 条の 5 第 1 項の規定による届出を怠った者
- (2) 第 21 条の 2 に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をした者
- (3) 第 21 条の 3 の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

追加〔平成 17 年条例 66 号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 5 号から第 7 号まで、第 6 条第 4 号、別表及び附則第 6 項の規定は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内で規則で定める日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(平成 6 年 5 月規則第 24 号で、同 6 年 7 月 1 日から施行)

(経過処置)

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成 4 年法律第 82 号。以下この項において「改正法」という。)第 1 条の規定による改正前の都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の規定により定められている都市計画区域内の第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域に係る改正後の屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第 4 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、平成 8 年 6 月 24 日(その日前に改正法による改正後の都市計画法第 2 章の規定により、当該都市計画区域について、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る告示があった日)までの間は、第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とみなす。

3 一部施行日の前日までの間は、改正前の屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる地域は、新条例第 8 条第 1 項に規定する地域又は場所とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第 14 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等は、当該許可に付された有効期間内に限り、新条例第 8 条第 1 項の規定による許可を受けているものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過処置)

2 この規則の施行の際現に条例第 8 条第 1 項の規定による許可(条例附則第 4 項の規定により、条例第 8 条第 1 項の規定による許可を受けているものとみなされる場合を含む。)を受けて軽井沢町屋外広告物特別規制地域の区域に表示し、又は設置されている広告物等に係る許可及び許可の更新の基準については、平成 12 年 6 月 30 日までの間は、なお従前の例による。

(市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)

3 市町村長に対する事務の委任に関する規則(昭和 55 年長野県規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(長野県景観条例施行規則の一部改正)

4 長野県景観条例施行規則(平成 4 年長野県規則第 41 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則(平成 6 年 10 月 27 日規則第 45 号)

この規則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

- 5 一部施行日の前日までの間における新条例の規定の適用については、新条例第7条第3項(新条例第8条第3項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)中「3年(規則で定める広告物等にあつては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間)」とあるのは「1年を超えない期間」と、新条例第8条第2項(新条例第12条第2項において準用する場合を含む。)中「規則で定める基準に適合するときは」とあるのは「美観風致を害するおそれのない限り」と、新条例第23条第1項中「別表」とあるのは「屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)による改正前の屋外広告物条例別表」とする。
- 6 新条例第8条第1項の規定による許可又は新条例第12条第1項の規定による許可の更新を受けて一部施行日の前日から引き続き表示され、又は設置されている広告物等に係る一部施行日以後における同条第2項の規定の適用については、同項において準用する新条例第8条第2項中「規則で定める基準に適合するときは」とあるのは「美観風致を害するおそれのない限り」とする。
- 7 旧条例の規定に基づいてなされた申請、命令その他の行為は、新条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 8 旧条例第9条第1項又は第14条第1項第2号若しくは第3号の規定による指定があつた際に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されていた広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 10 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

- 11 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

(長野県景観条例の一部改正)

- 12 長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附則(平成7年1月26日規則第2号)

この規則は、平成7年2月1日から施行する。

附則(平成7年4月13日規則第25号)

この規則は、平成7年5月1日から施行する。

附則(平成7年8月24日規則第29号)

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附則(平成7年11月30日規則第41号)

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附則(平成8年1月29日規則第1号)

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

附則(平成8年4月30日規則第21号)

この規則は、平成8年5月1日から施行する。

附則(平成8年9月30日規則第30号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附則(平成9年1月27日規則第1号)

この規則は、平成9年2月1日から施行する。

附則(平成9年9月25日規則第34号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附則(平成11年2月25日規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定(諏訪郡原村道6503号線及び諏訪郡原村道8158号線に係る部分に限る。)は、平成11年3月1日から施行する。

附則(平成11年12月27日規則第52号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附則(平成 11 年 3 月 15 日条例第 21 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附則(平成 11 年 12 月 20 日条例第 46 号抄)**(施行期日)**

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 16 年 12 月 27 日条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 17 年 10 月 17 日条例第 66 号抄)**(施行期日)**

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項から附則第 4 項まで及び附則第 10 項の規定は、公布の日から施行する。

(屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の屋外広告物条例(次項において「旧屋外広告物条例」という。)第 19 条第 1 項の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から 6 月を経過する日までの期間(当該期間内に第 2 条の規定による改正後の屋外広告物条例(以下この項及び次項において「新屋外広告物条例」という。)第 20 条の 3 の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新屋外広告物条例第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

9 この条例の施行の際現に旧屋外広告物条例第 21 条第 1 項に規定する講習会修了者等である者については、新屋外広告物条例第 21 条第 1 項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

附則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 23 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 19 年 10 月 22 日条例第 50 号)

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附則(平成 20 年 12 月 18 日条例第 57 号)

この条例は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附則(平成 12 年 3 月 30 日規則第 30 号抄)**(施行期日)**

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 12 年 7 月 31 日規則第 47 号)

この規則は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附則(平成 14 年 3 月 28 日規則第 24 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 15 年 8 月 28 日規則第 50 号)

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附則(平成 16 年 3 月 22 日規則第 2 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 16 年 12 月 27 日規則第 52 号)**(施行期日)**

1 この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成 5 年長野県条例第 23 号)第 2 条第 1 項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第 4 条第 2 項に規定する地域については、同規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成 17 年 2 月 7 日規則第 1 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、(中略)第 2 条中屋外広告物条例施行規則別表第 2 の改正規定(一般国道 19 号の項の改正規定及び木曾郡山口村道 1-2 号線の項から木曾郡山口村道 1-4 号線の項までを削る改正規定に限る。)は、同年 2 月 13 日から施行する。

附則(平成 17 年 9 月 1 日規則第 50 号)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則(平成 21 年 12 月 17 日条例第 56 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 24 年 3 月 22 日条例第 51 号)

この条例中第 20 条第 1 項第 4 号及び第 20 条の 3 第 5 号の改正規定は平成 24 年 4 月 1 日から、第 23 条の 2 の改正規定は同年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 27 年 3 月 19 日条例第 18 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 29 年 3 月 23 日条例第 26 号)**(施行期日)**

1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定、第 3 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に 1 号を加える改正規定並びに同条第 3 項第 1 号及び第 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 11 年長野県条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則(令和元年 7 月 16 日条例第 5 号)

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和2年 12 月 21 日条例第 41 号抄)**(施行期日)**

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(令和4年3月 24 日条例第 23 号)

この条例中、第 23 条の2第1項の改正規定(伊那市に係る部分に限る。)は令和4年6月 1 日から、同項の改正規定(伊那市に係る部分を除く。)は同年7月1日から施行する。

(1) 別表第 2 の一般国道 19 号の項の改正規定(「木曾郡木曾福島町道神戸和合線」を「木曾郡木曾町道神戸和合線」に改める部分及び「木曾郡日義村」を「木曾郡木祖村」に改める部分に限る。)及び同表のふるさと林道台ヶ峰線の項の改正規定平成 17 年 11 月 1 日

(2) 別表第 2 の一般国道 19 号の項の改正規定(「北安曇郡八坂村」を「大町市」に改める部分に限る。)、同表の県道長野大町線の項及び県道白馬美麻線の項の改正規定並びに別表第 6 の改正規定(白馬村屋外広告物特別規制地域に係る部分に限る。)平成 18 年 1 月 1 日

附則(平成 18 年 2 月 2 日規則第 2 号)

この規則は、平成 18 年 2 月 4 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 2 の県道真田東部線の項の改正規定、同表の長野市道千曲河畔線の項の次に次のように加える改正規定、同表の東御市道浦久保・山崎線の項の改正規定及び同表の小県郡丸子町道丸子北御牧線の項を削る改正規定平成 18 年 3 月 6 日
- (2) 別表第 2 の一般国道 254 号の項の改正規定及び同表の県道諏訪白樺湖小諸線の項の次に次のように加える改正規定平成 18 年 4 月 1 日

附則(平成 18 年 3 月 23 日規則第 11 号抄)**(施行期日)**

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 18 年 3 月 30 日規則第 28 号)**(施行期日)**

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成 5 年長野県条例第 23 号)第 2 条第 1 項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第 4 条第 2 項に規定する地域については、同規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 32 号抄)**(施行期日)**

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 18 年 10 月 31 日規則第 54 号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附則(平成 19 年 11 月 1 日規則第 47 号)
(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定、第 13 条の 2 第 1 項の改正規定、別表第 2 の一般国道 18 号の項の改正規定、同表に県道あづみの公園大町線の項を加える改正規定及び同表に大町市道大崎西原線の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成 5 年長野県条例第 23 号)第 2 条第 1 項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第 4 条第 2 項、第 9 条第 1 項又は同条第 2 項に規定する地域については、同規則別表第 2、別表第 3 又は別表第 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 17 号)
(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 20 年 9 月 18 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 21 年 1 月 29 日規則第 1 号)
(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成 5 年長野県条例第 23 号)第 2 条第 1 項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 9 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する地域については、同規則別表第 1 から別表第 4 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成 21 年 7 月 6 日規則第 36 号)**(施行期日)**

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成 5 年長野県条例第 23 号)第 2 条第 1 項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)第 4 条第 2 項又は第 9 条第 1 項に規定する地域については、新規則別表第 2 又は別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 45 号)**(施行期日)**

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の一般国道 19 号線の項の改正規定及び県道長野大町線の項の改正規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行の前に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成 5 年長野県条例第 23 号)第 2 条第 1 項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第 4 条第 2 項又は第 9 条第 1 項に規定する地域については、同規則別表第 2 又は別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成 22 年 3 月 18 日規則第 8 号)**(施行期日)**

1 この規則は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成 5 年長野県条例第 23 号)第 2 条第 1 項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第 4 条第 2 項に規定する地域については、同規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成 23 年 2 月 24 日規則第 2 号)

この規則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附則(平成 24 年 3 月 22 日規則第 11 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 26 年 3 月 24 日規則第 8 号)

この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の高速自動車国道中央自動車道長野線の項の改正規定及び別表第 3 の高速自動車国道中央自動車道長野線の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成 27 年 3 月 26 日規則第 10 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 28 年 3 月 24 日規則第 13 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 29 年 7 月 3 日規則第 31 号)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 19 日規則第 1 号)

この規則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 28 号)**(施行期日)**

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 屋外広告物条例(平成 5 年 長野県条例第 23 号)第 20 条第 1 項の規定による申請書の提出及び同条例第 20 条の 4 第 1 項の規定による届出については、この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則様式第 1 号及び様式第 2 号の規定にかかわらず、平成 31 年 5 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則(令和元年 7 月 16 日規則第 7 号)

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日規則第 65 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日規則第 39 号)**(施行期日)**

1 この規則中、様式第4号の改正規定は令和4年4月1日から、別表第2の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項の改正規定、同表の一般国道 361 号の項の改正規定、同表の伊那市道環状南線の項から伊那市道三峰川右岸土地改良幹線の項までを削る改正規定、別表第3の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項の改正規定、同表の岡谷市道長地 310 号線の項の次に次のように加える改正規定及び同表の諏訪郡下諏訪町道赤砂通り線の項の次に次のように加える改正規定は同年6月1日から、別表第2の高速自動車国道関越自動車道上越線の項の改正規定、同表の県道長野須坂インター線の項を削る改正規定及び別表第3の高速自動車国道関越自動車道上越線の項の改正規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて交付されている職員の身分を示す証明書は、この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

(別表第1)(第4条関係)
屋外広告物禁止地域

名 称		範 囲
大町都市計画風致地区(昭和40年建設省告示第602号で告示されたもの)	日向山風致地区	全地域
	木崎湖風致地区	全地域
	青木湖風致地区	全地域
佐久都市計画風致地区(昭和47年長野県告示第769号で告示されたもの)	久保沢風致地区	全地域
	一里塚風致地区	全地域
	雪窓風致地区	全地域
	十二の森風致地区	全地域
坂城都市計画風致地区(昭和52年長野県告示第70号で告示されたもの)	岩鼻風致地区	全地域

一部改正〔平成11年規則2号・21年1号〕

(別表第2)(第4条関係)

屋外広告物禁止地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	山梨県と長野県との境界から県道神宮寺諏訪線と立体交差する地点まで	両側各 500メートル以内
	県道諏訪辰野線と立体交差する地点から県道内ノ萱伊那線と立体交差する地点まで	
	藤沢川橋(伊那市西春近 4500番 80 地先)から県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線と立体交差する地点まで	
	上伊那郡飯島町道鳴尾北線と立体交差する地点から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺 172 番の 2 地先)まで	
	一般国道 153 号と立体交差する地点(飯田市山本 488 番の 5 地先)から恵那山トンネル東口(下伊那郡阿智村智里 3436 番の 3 地先)まで	
高速自動車国道中央自動車道長野線	高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から奈良井川橋(松本市村井町西二丁目 5 番 5 地先)まで	両側各 500メートル以内
	立峠トンネル南口(松本市会田字西ノ入 4257 番 2 地先)から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各 500メートル以内。ただし、千曲都市計画に定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域を除く。
高速自動車国道関越自動車道上越線	八風山トンネル西口(佐久市大字香坂字下茂内 34 番地先)から薬師山トンネル東口(長野市	両側各 500メートル以内及び八風山トンネル西口からトンネルに向かって 500

	松代町岩野字山浦 149 の 4 番地先)まで	メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 東御都市計画に定められた準工業地域及び工業地域 2 坂城都市計画に定められた工業地域 3 千曲都市計画に定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域
	県道豊野南志賀公園線と立体交差する地点から長野県と新潟県との境界まで	両側各 500 メートル以内。ただし、信濃都市計画に定められた近隣商業地域及び商業地域を除く。
高速自動車国道中部横断自動車道	八千穂高原インターチェンジ(南佐久郡佐久穂町大字千代里 3803 番 2 地先)から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各 500メートル以内及び八千穂高原インターチェンジから南佐久郡小海町に向かって 500 メートル以内。ただし、佐久都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域を除く。
一般国道 18 号	北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から北佐久郡御代田町と小諸市との境界まで	両側各 1,000 メートル以内
	上田市国分字上沖 206 番 1 地先から上田市古里字堂前 1999 番 5 地先まで(バイパス)	両側各 100 メートル以内
	蛇沢大橋(上田市大字住吉字島田 225 番 1 地先)から上田市大字秋和字堂屋敷 1296 番 2 地先まで(バイパス)	両側各 300 メートル以内

		一般国道 18 号との交差点(上田市大字上塩尻字横堰 170 番の 3 地先)から上田市と埴科郡坂城町との境界まで(バイパス)	両側各 100 メートル以内
		上田市と埴科郡坂城町との境界から上田市に向かって 500 メートル(上田市大字下塩尻字中島 106 番の 2 地先)まで及び同境界から埴科郡坂城町に向かって 100 メートル(埴科郡坂城町大字南条字会地 9 番 13 地先)まで	千曲市に向かって右側 400 メートル以内
		県道杉野沢黒姫停車場線との交差点(上水内郡信濃町大字柏原字西岡 1256 番の 10 地先)から上水内郡信濃町道黒姫高原六月線との交差点まで(バイパス)	両側各 100 メートル以内
		上水内郡信濃町道黒姫高原六月線との交差点から上水内郡信濃町道野尻新町土橋線との交差点まで	新潟県に向かって左側 200 メートル以内及び右側 上信越高原国立公園との境界まで
一般国道 19 号		井戸沢橋(岐阜県中津川市山口 205 番の 244 地先)から岐阜県と長野県との境界まで	岐阜県と長野県との境界に向かって左側 500 メートル以内
		岐阜県と長野県との境界から木曽郡南木曽町道麻生線との交差点まで	木曽郡大桑村に向かって左側 500 メートル以内及び右側 200 メートル以内
		木曽郡南木曽町道麻生線との交差点から木曽郡南木曽町道渡島線との交差点(木曽郡南木曽町吾妻字城山 218 番の 157 地先)まで	木曽郡大桑村に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
		木曽郡木曽町道板野敷線との交差点から木曽郡木曽町道神戸和合線との交差点まで	木曽郡木祖村に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内

	東筑摩郡生坂村道 1 級 2 号線との交差点から新山清路橋(東筑摩郡生坂村 9504 番の 2 地先)まで	大町市に向かって左側 500 メートル以内及び右側 200 メートル以内。ただし、東筑摩郡生坂村道 2 級 7 号線との交差点から東筑摩郡生坂村道 1 級 3 号線との交差点までの区間の両側各 50 メートル以内の地域を除く。
	新山清路橋(東筑摩郡生坂村 9504 番の 2 地先)から長野市と大町市との境界まで	長野市と大町市との境界に向かって左側 200 メートル以内及び右側 500 メートル以内
	長野市と大町市との境界から県道川口大町線との交差点まで	県道川口大町線との交差点に向かって左側 200 メートル以内
一般国道 20 号	山梨県と長野県との境界から瀬沢大橋(諏訪郡富士見町大字落合 8673 番の 8 地先)まで	両側各 300 メートル以内
	諏訪市と諏訪郡下諏訪町との境界から諏訪郡下諏訪町道富部新道線との交差点まで	岡谷市に向かって左側諏訪湖岸まで
	岡谷市道 15 号線との交差点から東山橋(塩尻市大字旧塩尻 693 番地先)まで	両側各 100 メートル以内
一般国道 117 号	一般国道 18 号との交差点(長野市豊野町蟹沢字南曾峯 236 番の 3 地先)から長野市と中野市との境界まで	中野市に向かって右側 300 メートル以内
一般国道 141 号	県道下仁田浅科線との交差点から佐久市道 3-44 号線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
一般国道 141 号	佐久市道 31-15 号線との交差点から佐久市道 22-2 号線との交差点まで	両側各 100 メートル以内

一般国道142号	片貝新橋(佐久市小宮山字豆生田 98 番 3 地先)から佐久市道 26-7 号線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
一般国道143号	一般国道 18 号との交差点から一般国道 143 号との交差点まで(バイパス)	両側各 100 メートル以内
一般国道148号	大町市道木崎野口泉線との交差点から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで	両側各 300 メートル以内
一般国道152号	八ヶ岳中信高原国定公園との境界(茅野市北山 3415 番の 1 地先)から一般国道 152 号(バイパス)との交差点まで	両側各 300 メートル以内。ただし、茅野市道 2B74 号線のうち茅野市北山 2643 番の 1 地先から同市北山 1812 番の 1 地先までの区間の両側各 30 メートル以内の地域を除く。
	一般国道 152 号との交差点から茅野市道2級 35 号線との交差点まで(バイパス)	
	県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交差点(茅野市本町東 5313 番の 2 地先)から茅野市道 1B402 号線との交差点まで	両側各 500 メートル以内
一般国道254号	佐久市道 36-1 号線との交差点(佐久市内山 7127 番地 1 地先)から滑津大橋(佐久市大字中込字樋村 2224 番地 1 地先)まで(バイパス)	両側各 100 メートル以内
一般国道256号	一般国道 19 号との交差点から県道中津川南木曾線との交差点まで	両側各 300 メートル以内
一般国道292号	上信越高原国立公園との境界(下高井郡山ノ内町大字平穏字桑山道南 527 番の 1 地先)から下高井郡山ノ内町大字平穏字宮南 805 番の 11 地先まで	両側各 100 メートル以内。ただし、中野市の区域を除く。
	下高井郡山ノ内町大字平穏字宮南 805 番の 11 地先から下高井郡山ノ内町と中野市との境界まで(バイパス)	

	下高井郡山ノ内町と中野市との境界から中野市大字一本木字山神 620 番の 1 地先まで(バイパス)	両側各 50 メートル以内。 ただし、下高井郡山ノ内町の区域を除く。
	中野市大字一本木字山神 620 番の 1 地先から一般国道 403 号との交差点(中野市大字吉田字立石木 122 番地先)まで	両側各 25 メートル以内
一般国道361号	一般国道 19 号との交差点(木曾郡木曾町日義 535 番地 1 地先)から伊那市道下村 1 号線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
	伊那市道与地 9 号線との交差点から上伊那郡南箕輪村道沢尻南 8 号線との交差点まで	
一般国道403号	一般国道 292 号との交差点(中野市大字吉田字立石木 122 番地先)から県道中野豊野線との交差点(中野市大字七瀬字前田 89 番の 2 地先)まで	両側各 50 メートル以内
一般国道474号	起点から天龍峡インターチェンジまで	天龍峡インターチェンジに向かって右側 500 メートル以内及び起点から高速自動車国道中央自動車道西宮線に向かって 500 メートル以内。ただし、飯田市の区域を除く。
県道真田東部線	上田市道大畑横沢線との交差点から一般国道 18 号との交差点まで	両側各 300 メートル以内。 ただし、別表第3の県道真田東部線の許可地域に係る区域を除く。
県道中津川南木曾線	岐阜県と長野県との境界から一般国道 256 号との交差点まで	両側各 500 メートル以内

県道岡谷茅野線	岡谷市湊1丁目3768番4地先から岡谷市と諏訪市の境界まで	諏訪市に向かって左側諏訪湖岸まで
		諏訪市に向かって右側25メートル以内
県道松本空港塩尻北インター線	小俣橋(松本市大字笹賀7014番の2地先)から高速自動車国道中央自動車道長野線塩尻北インターチェンジまで	両側各500メートル以内
県道中野豊野線	一般国道403号との交差点(中野市大字七瀬字前田89番の2地先)から中野トンネル東口まで(バイパス)	両側各50メートル以内
	中野トンネル東口から高速自動車国道関越自動車道上越線信州中野インターチェンジ料金所まで(バイパス)	両側各100メートル以内
県道長野大町線	森下橋(長野市中条住良木字矢崎6981番1地先)から上水内郡小川村大字高府3500番地1地先まで(バイパス)	両側各100メートル以内
	上水内郡小川村大字高府3500番地1地先から大町市美麻15492番地先まで	
	大町市美麻15492番地先から県道小島信濃木崎停車場線との交差点まで	両側各200メートル以内
	県道小島信濃木崎停車場線との交差点から大糸線との交差点まで	両側各100メートル以内
県道白馬美麻線	北安曇郡白馬村と大町市との境界から県道長野大町線との交差点まで(バイパス)	両側各100メートル以内。ただし、北安曇郡白馬村の区域を除く。
県道信濃信州新線	県道栃原北郷信濃線との交差点から黒姫山国有林との境界(上水内郡信濃町大字柏原字	長野市に向かって右側200メートル以内及び左側500メートル以内

	黒姫山 4289 番の 77 地先)まで	
県道諏訪白樺湖小諸線	東御市道矢野沢線との交差点から東御市道御八城大橋線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
県道下仁田浅科線	佐久市道A東 51 号線との交差点から一般国道 142 号との交差点まで(バイパス)	両側各 100 メートル以内
県道扇沢大町線	中部山岳国立公園との境界(大町市平字竈川谷 2117 番林 22 小班地先)から大町市道野口源汲線との交差点まで	両側各 500 メートル以内
県道長野荒瀬原線	長野市道若槻 2 号線との交差点から上水内郡飯綱町大字平出字行人塚 2962 番の 2 地先まで	両側各 50 メートル以内
県道上田丸子線	一般国道 143 号との交差点(上田市大字吉田字三丁町 50 番の 18 地先)から県道鹿教湯別所上田線との交差点(上田市大字小島字下原 701 番の 1 地先)まで(バイパス)	両側各 100 メートル以内
県道豊野南志賀公園線	須坂市と上高井郡高山村との境界から上信越高原国立公園との境界(上高井郡高山村大字奥山田字鎌田 3380 番 2 地先)まで	両側各 100 メートル以内
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線	駒ヶ根市道菅の台線との交差点から中央アルプス国立公園との境界まで	中央アルプス国立公園に向かって右側 500 メートル以内及び左側 1,000 メートル以内
県道小諸上田線	小諸市大字諸字西平 682 番の 11 地先から小諸市道 7154 号線との交差点まで(バイパス)	両側各 100 メートル以内
	県道小諸軽井沢線との交差点から東御市道 和 110 号線との交差点まで	両側各 300 メートル以内。ただし、別表第3の県道小諸上田線の許可地域に係

		る区域を除く。
県道小諸軽井沢線	県道小諸上田線との交差点から北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界まで	両側各 300 メートル以内。 ただし、別表第3の県道小諸軽井沢線の許可地域に係る区域を除く。
県道坂城インター線	起点から一般国道 18 号との交差点まで	両側各 100 メートル以内
県道杉野沢黒姫停車場線	上水内郡信濃町大字野尻字高沢 2369 番の1地先から上水内郡信濃町道柏原黒姫高原線との交差点まで	両側各 500 メートル以内
	北しなの線との交差点から一般国道 18 号との交差点(上水内郡信濃町大字柏原字毛無 2378 番の2地先)まで(バイパス)	両側各 100 メートル以内
県道茅野停車場八子ヶ峰公園線	一般国道 152 号との交差点(茅野市本町東 5313 番の 2 地先)から八ヶ岳中信高原国定公園との境界(茅野市大字北山 4035 番地先)まで	両側各 500 メートル以内
県道耳取三岡停車場線	県道佐久小諸線との交差点から小諸市道 0141 号線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
県道丸子北御牧東部線	東御市道矢野沢線との交差点から東御市道浦久保線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
県道有明大町線	安曇野市道穂高 3173 号線との交差点から大町市常盤字東部 6851 番の8地先まで	両側各 300 メートル以内
	大町市常盤字東部 6851 番の8地先から一般国道 147 号との交差点まで(バイパス)	両側各 150 メートル以内
県道山田温泉線	上信越高原国立公園との境界(上高井郡高山村大字奥山田字下牛窪 3521 番 2 地先)から	両側各 100 メートル以内

	上高井郡高山村道牧 32 号線との交差点(上高井郡高山村大字牧字稲荷 1158 番 2 地先)まで	
県道御牧原大日向線	東御市道御牧原幹線との交差点から東御市道切久保御牧原線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
県道姥神奈良井線	一般国道 361 号との交差点から塩尻市道川入東線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
	塩尻市道川入東線との交差点から一般国道 19 号との交差点まで	一般国道 19 号との交差点に向かって左側 100 メートル以内及び右側一級河川奈良井川まで
県道あづみの公園大町線	起点から一般国道 147 号との交差点まで	両側各 100 メートル以内
県道上松南木曾線	木曾郡上松町道台ヶ峰北線との交差点からふるさと林道台ヶ峰線との交差点まで	木曾郡木曾町に向かって左側 100 メートル以内及び右側一級河川木曾川まで
長野市道豊野 424 号線	一般国道 117 号との交差点(長野市豊野町蟹沢 2081 番地 1 地先)から長野市豊野町蟹沢字手子塚 1342 番地 1 地先まで	長野市豊野町蟹沢字手子塚 1342 番地 1 地先に向かって右側 300 メートル以内
上田市道川辺町国分線	国分トンネル東口(上田市国分字堂浦 816 番 5 地先)から終点まで	両側各 100 メートル以内及び国分トンネル東口からトンネルに向かって 100 メートル以内
上田市道丸子北御牧線	県道別所丸子線との交差点(上田市御嶽堂 2403 番 3 地先)から上田市と東御市との境界まで	両側各 100 メートル以内
小諸市道 0135 号線	県道小諸上田線との交差点から小諸市大字西原字田中反 263 番の 5 地先まで	両側各 100 メートル以内
小諸市道 0136 号線	県道佐久小諸線との交差点から小諸市と東御市との境界まで	両側各 100 メートル以内

小諸市道 0141 号線	一般国道 141 号との交差点(小諸市大字御影新田字香久保 2595 番地 1 地先)から県道小諸中込線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
大町市道木崎野口泉線	一般国道 148 号との交差点から県道槍ヶ岳線との交差点まで	両側各 300 メートル以内
大町市道沓掛柿ノ木線	一般国道 147 号との交差点から大糸線との交差点まで	両側各 150 メートル以内
	大糸線との交差点から県道有明大町線との交差点(大町市常盤字泉東原 5625 番地 18 地先)まで	両側各 300 メートル以内
大町市道青木佐野坂線	佐野坂トンネル南口(大町市平 23497 番の 2 地先)から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで	両側各 100 メートル以内
大町市道泉 36 号線	県道有明大町線との交差点から県道槍ヶ岳線との交差点まで	両側各 300 メートル以内
大町市道大崎西原線	大町市道常盤西線との交差点から終点まで	両側各 100 メートル以内。 ただし、国営アルプスあづみの公園の区域を除く。
茅野市道 1B 297 号線	茅野市道 1B402 号線との交差点から茅野市道 2 級 26 号線との交差点まで	両側各 500 メートル以内
茅野市道 1B 402 号線	一般国道 152 号との交差点から茅野市道 1B297 号線との交差点まで	両側各 500 メートル以内
塩尻市道川入東線	県道姥神奈良井線との交差点から塩尻市大字奈良井 1146 番地 12 地先まで	両側各 100 メートル以内
東御市道矢野沢線	県道丸子北御牧東部線との交差点から県道諏訪白樺湖小諸線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
東御市道切久	県道東部望月線との交差点か	両側各 100 メートル以内

保御牧原線	ら県道御牧原大日向線との交差点まで	
東御市道浦久保線	上田市と東御市との境界から県道丸子北御牧東部線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
東御市道御八城大橋線	県道東部望月線との交差点から県道諏訪白樺湖小諸線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
東御市道御牧原幹線	小諸市と東御市との境界から県道御牧原大日向線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
東御市道 和 110 号線	県道小諸上田線との交差点から上田市と東御市との境界まで	両側各 300 メートル以内。ただし、上田市の区域を除く。
諏訪郡下諏訪町道湖岸通り線	県道岡谷下諏訪線との交差点から諏訪郡下諏訪町道東赤砂通り線との交差点まで	諏訪郡下諏訪町道東赤砂通り線との交差点に向かって右側 50 メートル以内及び左側諏訪湖岸まで
諏訪郡原村道 2016 号線	県道弘沢富士見線との交差点から県道富士見原茅野線との交差点まで	両側各 300 メートル以内
木曽郡上松町道台ヶ峰北線	県道上松南木曽線との交差点から木曽郡上松町と木曽郡木曽町との境界まで	木曽郡木曽町に向かって左側 100 メートル以内及び右側一級河川木曽川まで
木曽郡上松町道長坂沓掛線	万路沢橋(木曽郡上松町大字上松 1252 番の入の2地先)から木曽郡上松町と木曽郡木曽町との境界まで	木曽郡木曽町に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
木曽郡木曽町道 和合黒田線	木曽郡上松町と木曽郡木曽町との境界から木曽郡木曽町福島 4422 番地 16 地先まで	木曽郡木曽町福島 4422 番地 16 地先に向かって左側 100 メートル以内及び右側一級河川木曽川まで
	木曽郡木曽町福島 4422 番地 16 地先から県道開田三岳福島線ちおの交差点まで	県道開田三岳福島線との交差点に向かって左側 100 メートル以内及び右側 300 メートル以内
木曽郡木曽町	木曽郡上松町と木曽郡木曽町	木曽郡木祖村に向かって

道板敷野線	との境界から一般国道 19 号との交差点まで	左側 500メートル以内及び右側 100メートル以内
上高井郡高山村道牧 5 号線	県道大前須坂線との交差点から県道豊野南志賀公園線との交差点まで	両側各 100メートル以内
上水内郡信濃町道柏原黒姫高原線	県道杉野沢黒姫停車場線との交差点から黒姫別荘地入口(上水内郡信濃町大字柏原字中原 1429 番の 2 地先)まで	両側各 500メートル以内
北陸新幹線	北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から長野市篠ノ井と同市川中島町との境界まで	両側各 500メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 佐久都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 上田都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 3 千曲都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
	第 4 千曲川橋梁(長野市豊野町蟹沢 269 番 1 地先)から飯山トンネル南口(飯山市大字飯山 1626 番地 4 地先)まで	両側 500メートル以内。ただし飯山都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域を除く。
篠ノ井線	県道原洗馬停車場線との交差点から塩尻市と松本市との境界まで	南松本駅に向かって左側 500メートル以内
	千曲市大字八幡字柳田日影 7366 番の 6 地先から千曲市道 9485 号線との交差点まで	稻荷山駅に向かって右側 800メートル以内

しなの鉄道線	北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から同町と佐久市との境界まで	両側各 500 メートル以内。 ただし、別表第4の御代田駅前広場の許可地域に係る区域を除く。
	上田市大字天神 2 丁目 1875 番の 3 地先から上田市道泉平坂下線との交差点まで	西上田駅に向かって右側 300 メートル以内

(備考)

「ふるさと林道」とは、ふるさと林道緊急整備事業による林道をいう。

一部改正〔平成7年規則2号・25号・29号・8年1号・21号・30号・9年1号・34号・11年2号・52号・12年47号・14年24号・15年50号・16年2号・52号・17年1号・50号・18年2号・28号・19年47号・20年39号・21年1号・21年36号・21年45号・22年8号・23年2号・24年11号・24年35号・26年8号・30年1号・令和元年7号・2年13号・3年65号・4年39号・6年第9号〕

(別表第3)(第9条関係)

屋外広告物許可地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	山梨県と長野県との境界から県道神宮寺諏訪線と立体交差する地点まで	両側各 1,000メートル以内
	県道諏訪辰野線と立体交差する地点から県道内ノ萱伊那線と立体交差する地点まで	
	藤沢川橋(伊那市西春近4500番80地先)から県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線と立体交差する地点まで	
	上伊那郡飯島町道鳴尾北線と立体交差する地点から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺172番の2地先)まで	
一般国道153号と立体交差する地点(飯田市山本488番の5地先)から恵那山トンネル東口(下伊那郡	両側各 1,000メートル以内及び恵那山トンネル東口からトンネルに向かって1,000メートル以内	

	阿智村智里 3436 番の3地先)まで	
高速自動車国道中央自動車道長野線	高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から奈良井川橋(松本市村井町西二丁目5番5地先)まで 立峠トンネル南口(松本市会田字西ノ入4257番2地先)から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各1,000メートル以内
高速自動車国道関越自動車道上越線	八風山トンネル西口(佐久市大字香坂字下茂内34番地先)から薬師山トンネル東口(長野市松代町岩野字山浦149の4番地先)まで	両側各1,000メートル以内及び八風山トンネル西口からトンネルに向かって1,000メートル以内
	県道豊野南志賀公園線と立体交差する地点から長野県と新潟県との境界まで	両側各1,000メートル以内
高速自動車国道中部横断自動車道	八千穂高原インターチェンジ(南佐久郡佐久穂町大字千代里3803番2地先)から高速自動車国道関越	両側各1,000メートル以内及び八千穂高原インターチェンジから南佐久郡小海町に向かって1,000メートル以内

	自動車道上越線との交差点まで	
一般国道 18 号	北佐久郡御代田町と小諸市との境界から一級河川蛇堀川との交差点(小諸市大字加増字袖川原 1302 番の 1 地先)まで	両側各 500 メートル以内
	小諸市大字乙字西之辺 495 番の 7 地先から一般国道 141 号との交差点(上田市踏入 2 丁目 1122 番ノ 29 地先)まで	両側各 500 メートル以内。ただし、東御市の区域のうち、次に掲げる道路の両側各 30 メートル以内の地域を除く。 1 県道東部望月線のうち東御市道田中 50 号線との交差点から県道丸子東部インター線との交差点までの区間 2 県道東部望月線のうち東御市田中 字下沖 291 番の 2 地先から同市田中 字下沖 287 番の 1 地先までの区間 3 東御市道田中・西海野線のうち県道東部望月線との交差点から東御市道 県・下沖線との交差点までの区間
	一般国道 141 号との交差点(上田市踏入 2 丁目 1122 番 29 地先)から県道小諸上田線との交差点まで	埴科郡坂城町に向かって右側 500 メートル以内及び左側 200 メートル以内
	上田市古里字堂前 1999 番 5 地先から上田市道川原柳豊里線との交差点まで(バイパ	両側各 100 メートル以内

ス)	
上田市道川原柳豊里線との交差点から蛇沢大橋(上田市大字住吉字島田 225 番 1 地先)まで(バイパス)	両側各 500 メートル以内
上田市大字秋和字堂屋敷 1296 番 2 地先から一般国道 18 号との交差点(上田市大字上塩尻字横堰 170 番の 3 地先)まで(バイパス)	
上田市道西脇緑が丘西線との交差点から県道清野篠ノ井停車場線との交差点まで	<p>両側各500メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。</p> <p>1 埴科郡坂城町の区域内</p> <p>(1) 埴科郡坂城町道B040号線との交差点から埴科郡坂城町道B014号線との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域</p> <p>(2) 県道新田坂城停車場線のうち埴科郡坂城町大字坂城字坂端10200番地1地先から埴科郡坂城町道B003号線との交差点まで及び埴科郡坂城町道0042号線との交差点から県道上室賀坂城停車場線との交差点まで、埴科郡坂城町道B003号線のうち県道新田坂城停車場線との交差点から埴科郡坂城町道0020号線との交差点まで、埴科郡坂城町道0020号線のうち埴科郡坂城町道B003号線との交差点から埴科郡坂城町道0024号線との交差点</p>

まで、埴科郡坂城町道0024号線のうち埴科郡坂城町道0020号線との交差点から埴科郡坂城町道0052号線との交差点まで、埴科郡坂城町道0052号のうち埴科郡坂城町道0024号線との交差点から県道上室賀坂城停車場線との交差点まで、県道上室賀坂城停車場線のうち埴科郡坂城町道0052号との交差点から県道新田坂城停車場線との交差点まで並びに埴科郡坂城町道0042号線のうち県道新田坂城停車場線との交差点から埴科郡坂城町大字坂城字立町6352番ノ3地先までの区間並びに埴科郡坂城町道0042号線の埴科郡坂城町大字坂城字立町6352番ノ3地先と県道新田坂城停車場線の埴科郡坂城町大字坂城字坂端10200番地1地先とを結ぶ線で囲まれる地域

(3) (2)に掲げる地域に接続する30メートル(県道上室賀坂城停車場線に係る部分にあっては50メートル)以内の地域

(4) 県道上室賀坂城停車場線のうち埴科郡坂城町道0052号線との交差点から埴科郡坂城町道A03号線との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域

(5) 埴科郡坂城町道0042号線のうちしなの鉄道線との交差点から一般国道18号との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域

2 千曲市の区域内

(1) 一般国道18号のうち千曲市道332号線との交差点から千曲市道1-14号線との交差点までの区間の長野市に向かって右側しなの鉄道線まで及

		び左側200メートル以内の地域(別表第4の戸倉駅前広場の許可地域に係る区域を除く。) (2) 一般国道18号、県道白石千曲線、一般国道403号、千曲市道1000号線及び千曲市道1100号線で囲まれる地域 (3) 県道白石千曲線との交差点から千曲市道2193号線との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域 (4) 次に掲げる道路の両側各30メートル以内の地域 ア 一般国道403号のうち県道白石千曲線との交差点(千曲市大字屋代1902番地1地先)から千曲市道4228号線との交差点までの区間 イ 県道屋代停車場線のうち起点(屋代駅前)から千曲市道1000号線との交差点までの区間 ウ 千曲市道1000号線のうち県道屋代停車場線との交差点から千曲市道1050号線との交差点までの区間
一般国道 20 号	諏訪市と諏訪郡下諏訪町との境界から諏訪郡下諏訪町道富部新道線との交差点まで	岡谷市に向かって右側100メートル以内
	県道下諏訪辰野線との交差点から岡谷市道岡谷 514 号線との交差点まで	両側各 300 メートル以内
	岡谷市道 11 号線との交差点から塩尻市道旧国道柿	両側各 300 メートル以内

	沢金井線との交差点まで	
一般国道 141号	佐久市道 3-44号線との交差点から佐久市道 31-15号線との交差点まで	両側各 100メートル以内
一般国道 474号	起点から天龍峡インターチェンジまで	天龍峡インターチェンジに向かって右側 1,000メートル以内及び起点から高速自動車国道中央自動車道西宮線に向かって 1,000メートル以内。ただし、飯田市の区域を除く。
県道真田東部線	東御市道樋の口・西宮線との交差点から東御市道祢津 297号線との交差点まで	東御市道祢津 297号線との交差点に向かって右側 300メートル以内の地域のうち東御都市計画に定められた準工業地域及び工業地域
県道小諸上田線	県道小諸軽井沢線との交差点から小諸市道 0202号線との交差点まで	東御市に向かって左側 300メートル以内並びに県道小諸上田線、小諸市道 0202号線、小諸市道 0134号線及び同市道のうち小諸市大字滝原 1692番5地先から県道小諸上田線のうち県道小諸軽井沢線との交差点まで引いた直線によって囲まれる地域のうち東御市に向かって右側 300メートル以内の地域
	小諸市道 0102号線との交差点から東御市道滋野 212号線との交差点まで	上田市に向かって左側 300メートル以内の地域のうち東御都市計画に定められた工業地域
	東御市道祢津 297号線との交差点か	上田市に向かって右側 300メートル以内の地域のうち東御都市計画に定めら

	ら東御市道県・称津線との交差点まで	れた準工業地域及び工業地域
県道小諸軽井沢線	県道小諸上田線との交差点から小諸市道 0134 号線との交差点まで	北佐久郡御代田町に向かって右側 300 メートル以内並びに県道小諸軽井沢線、小諸市道 0134 号線及び同市道のうち小諸市大字滝原 1692 番地5地先から県道小諸軽井沢線のうち県道小諸上田線との交差点まで引いた直線によって囲まれる地域
	県道菱野筒井線との交差点から小諸市道 7023 号線との交差点まで	両側各 300 メートル以内
	小諸市甲高津屋 4707 番地2地先から松井隧道西口(小諸市甲御堂上 4527 番地4地先)まで	
県道岡谷下諏訪線	諏訪郡下諏訪町道赤砂通り線との交差点から諏訪郡下諏訪町道古川通り線との交差点まで	諏訪郡下諏訪町道古川通り線との交差点に向かって右側諏訪湖岸まで
県道宮村湯田中停車場線	終点から起点に向かって 80 メートル(下高井郡山ノ内町大字平穏字町南 299 番の 4 地先)まで	起点に向かって右側 40 メートル以内
上田市道川原柳豊里線	神里橋(上田市大字林之郷字上川原 564 番の 1 地先)から上田市と	両側各 100 メートル以内

	東御市との境界まで	
岡谷市道 32 号線	岡谷市道岡谷 215 号線との交差点から岡谷市道長地 310 号線との交差点まで	岡谷市道長地 310 号線との交差点に向かって右側諏訪湖岸まで
岡谷市道長地 310 号線	岡谷市道 32 号線との交差点から岡谷市と諏訪郡下諏訪町との境界まで	諏訪郡下諏訪町との境界に向かって右側諏訪湖岸まで
伊那市道西部 1 号線	起点から伊那市道手垣外 4 号線との交差点まで	両側各 50 メートル以内
	伊那市道大萱幹線との交差点から伊那市道中の原平沢線との交差点まで	
伊那市道西部 2 号線	伊那市道上手 11 号線との交差点から伊那市と上伊那郡宮田村との境界まで	両側各 50 メートル以内
駒ヶ根市道新春日街道線	起点から新太田切橋(駒ヶ根市赤穂 760 番 144 地先)まで	両側各 50 メートル以内
塩尻市道旧国道柿沢金井線	一般国道 20 号との交差点から塩尻市道長井坂線との交差点まで	両側各 300 メートル以内
諏訪郡下諏訪	一般国道 20 号と	諏訪市に向かって右側諏訪湖岸まで

町道 富部新道線	の交差点から諏訪郡下諏訪町道田中線との交差点まで	
諏訪郡下諏訪町道 田中線	諏訪郡下諏訪町道 富部新道線との交差点から諏訪郡下諏訪町道 古川通り線との交差点まで	
諏訪郡下諏訪町道 古川通り線	諏訪郡下諏訪町道 田中線との交差点から県道 岡谷下諏訪線との交差点まで	
諏訪郡下諏訪町道 赤砂通り線	県道 岡谷下諏訪線との交差点から諏訪郡下諏訪町と岡谷市との境界まで	岡谷市との境界に向かって左側諏訪湖岸まで
上伊那郡箕輪町道 1 号線	一般国道 153 号との交差点から上伊那郡箕輪町と上伊那郡南箕輪村との境界まで	両側各 50 メートル以内
上伊那郡南箕輪村道 3020 号線	上伊那郡箕輪町と上伊那郡南箕輪村との境界から上伊那郡南箕輪村道 3029 号線との交差点まで	両側各 50 メートル以内
上伊那郡宮田村道 21 号線	伊那市と上伊那郡宮田村との境界から終点まで	両側各 50 メートル以内

北陸新幹線	北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から長野市篠ノ井と同市川中島町との境界まで	両側各 1,000メートル以内
	第 4 千曲川橋梁 (長野市豊野町蟹沢 269 番地 1 地先)から飯山トンネル南口(飯山市大字飯山 1626 番地 4 地先)まで	
中央本線	一級河川砥川との交差点(諏訪郡下諏訪町社字清水頭 275 番1地先)から一級河川横河川との交差点(岡谷市堀ノ内 1 丁目 2067 番の 4 地先)まで	両側各 300メートル以内
	一級河川横河川との交差点(岡谷市堀ノ内 1 丁目 2067 番の 4 地先)から岡谷市道 104 号線との交差点まで	両側各 100メートル以内
しなの鉄道線	北佐久郡御代田町と佐久市との境界から一級河川蛇堀川との交差点(小諸市大字甲字蛇堀川 1947 番地先)まで	両側各 500メートル以内

<p>小諸市市町三丁目 241 番の 14 地先から東御市と上田市との境界まで</p>	<p>両側各 500 メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。</p> <p>1 東御市の区域内 次に掲げる道路の両側各 100 メートル以内の地域</p> <p>(1) 県道東御孺恋線のうち起点(滋野駅前)から東御市道羽毛田・赤岩線との交差点までの区間</p> <p>(2) 東御市道常田・桜井線のうち東御市道羽毛田・赤岩線との交差点から東御市道滋野 17 号線との交差点までの区間</p> <p>2 東御市の区域内 次に掲げる道路の両側各 30 メートル以内の地域</p> <p>(1) 県道東部望月線のうち東御市道田中 50 号線との交差点から県道丸子東部インター線との交差点までの区間</p> <p>(2) 県道東部望月線のうち東御市田中 字下沖 291 番の 2 地先から同市田中 字下沖 287 番の 1 地先までの区間</p> <p>(3) 東御市道田中・西海野線のうち県道東部望月線との交差点から東御市道県・下沖線との交差点までの区間</p>
<p>上田市道踏入大屋線との交差点から上田市道熊の小路線との交差点まで</p>	<p>両側各 200 メートル以内</p>
<p>上田市天神 2 丁目 1875 番の 3 地先から上田市道泉平坂下線との交差点まで</p>	<p>西上田駅に向かって左側 300 メートル以内</p>

上田市道泉平坂下線との交差点から一般国道18号との交差点(埴科郡坂城町大字坂城字四反田9598番地の3地先)まで。ただし、上田市道泉平坂下線との交差点を除く。	戸倉駅に向かって左側500メートル以内及び右側(上田市道泉平坂下線との交差点から戸倉駅に向かって500メートルまで(同交差点を除く。)に係る部分に限る。)100メートル以内
千曲市道1060号線との交差点から県道白石千曲線との交差点まで	篠ノ井駅に向かって右側300メートル以内

一部改正〔平成7年規則2号・29号・8年1号・9年1号・34号・11年2号・52号・14年24号・15年50号・16年2号・19年47号・20年39号・21年1号・21年36号・21年45号・23年2号・24年35号・26年8号・30年1号・元年7号・2年13号・3年65号・4年39号〕

(別表第4)(第9条関係)

屋外広告物許可地域

種類及び名称	区 間	範 囲
上田駅前広場	秋和踏入線(平成14年長野県告示第112号で告示された上田都市計画道路3・4・4秋和踏入線)の上田駅お城口前	約8,800平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル(広場と上田都市計画道路が接する区間にあつては、30メートル)以内
岡谷駅前広場	下諏訪辰野線(昭和54年長野県告示第588号で告示された岡谷都市計画道路3・4・9下諏訪辰野線)の起点付近	約5,200平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
伊那市駅前広場	伊那停車場沢尻線(昭和53年長野県告示第28号で告示された伊那都市計画道路3・4・4伊那停車場沢尻線)の起点付近	約1,450平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
伊那北駅前広場	名古屋塩尻線(昭和53年長野県告示第44号で告示された伊那都市計画道路3・4・3名古屋塩尻線)の起点付近	約1,700平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
信濃大町駅前広場	中央通線(昭和53年長野県告示第487号で告示された大町都市計画道路3・4・4中央通線)の起点付近	約3,500平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
塩尻駅前広場	昭和通線(昭和55年長野県告示第136号で告示された塩尻都市計画道路3・4・2昭和通線)の塩尻駅前	約6,370平方メートルの広場及びこれに接続する40メートル以内

	桔梗ヶ原線(昭和 55 年長野県告示第 136 号で告示された塩尻都市計画道路 3・5・3 桔梗ヶ原線)の塩尻駅西口前	約 2,760 平方メートルの広場及びこれに接続する 40 メートル以内
佐久平駅前広場	佐久駅蓼科口線(平成 6 年長野県告示第 266 号で告示された佐久都市計画道路 3・4・34 佐久駅蓼科口線)の佐久平駅蓼科口前	約 10,500 平方メートルの広場及びこれに接続する 50 メートル以内
	佐久駅浅間口線(平成 6 年長野県告示第 266 号で告示された佐久都市計画道路 3・4・36 佐久駅浅間口線)の佐久平駅浅間口前	約 4,000 平方メートルの広場及びこれに接続する 50 メートル以内
臼田駅前広場	臼田駅中央線(昭和 54 年長野県告示第 737 号で告示された佐久都市計画道路 3・5・22 臼田駅中央線)の起点付近	約 1,200 平方メートルの広場及びこれに接続する 20 メートル以内
御代田駅前広場	御代田駅大林線(昭和 54 年御代田町告示第 33 号で告示された佐久都市計画道路 3・5・26 御代田駅大林線)の御代田駅前	約 3,000 平方メートルの広場及びこれに接続する 20 メートル以内
戸倉駅前広場	駅前通り線(平成 18 年長野県告示第 352 号で告示された千曲都市計画道路 3・4・1 駅前通り線)の起点付近	約 3,200 平方メートルの広場及びこれに接続する 20 メートル以内
湯田中駅前広場	県道宮村湯田中停車場線の終点付近	約 3,000 平方メートルの広場及びこれに接続する 20 メートル以内

一部改正〔平成 8 年規則 30 号・9 年 34 号・11 年 2 号・14 年 24 号・19 年 47 号・21 年 1 号・24 年 35 号・2 年 13 号〕

(別表第5)(第9条関係)

屋外広告物許可地域における許可の基準

		基 準			
区 分	許可地域全域			都市計画法第1章に規定する都市計画区域以外の区域又は自然公園法(昭和32年法律第161号)若しくは長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)に規定する自然公園の区域	
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下	許可地域全域の基準のほか、次に掲げるもの 1 地色の彩度8以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの	
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下		
		そ の 他	建築物から横にはみ出さないこと。		
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下		
		袖看板	下端の高さ		道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
			壁面からの出幅		1.5メートル以下
			道路上の出幅		1.0メートル以下
そ の 他	壁面の上端を越えないこと。				
地上に設置する広告物等	高 さ	13メートル以下			
	表示面積	合計 50 平方メートル以下			
その他の広告物等	—				

(別表第6)(第10条関係)

軽井沢町屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

北佐久郡軽井沢町(以下、この別表において「軽井沢町」という。)の区域のうち、上信越高原国立公園の特別地域の区域(平成6年7月1日現在の区域をいう。)を除く地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可及び許可の更新の基準

軽井沢町屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次に掲げるとおりとし、許可の更新の基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

(1) 第一種低層住居専用地域、風致地区、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により指定された農業振興地域、上信越高原国立公園の普通地域(第1種住居地域内にあるものを除く。)、妙義荒船佐久高原国定公園の区域又は付表に掲げる地域に適用する基準

ア 自己用広告物の基準

- (ア) 表示面積の合計が10平方メートル以下であること。
- (イ) 動光、点滅照明その他これらに類するもの(第1種住居地域及び近隣商業地域を除く。)又はネオンその他これに類するものは使用しないこと。
- (ウ) 地色の彩度8以下であること(第1種住居地域及び近隣商業地域を除く。)
- (エ) 反射光のある素材は使用しないこと(第1種住居地域及び近隣商業地域を除く。)
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
屋上広告物	表示面積	壁面広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下
	本体の高さ	2メートル以下かつ表示する建築物の高さの3分の1以下
	地上からの高さ	10メートル以下
	その他	表示する建築物から横にはみ出さないこと。
壁面広告物	表示面積	屋上広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下
袖看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下

	道路上の出幅	1.0メートル以下
	その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	高さ	10メートル以下
	その他	掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。

イ アに掲げるもの以外のものの基準

項目	基準
用途	軽井沢町の区域の著名な地点又は公共的な施設への案内のためのもので公益上必要なもの
規格及び色彩	縦0.55メートル、横1.8メートル、片面又は両面のもので白地に紺文字のもの
地上からの高さ	5メートル以下
個数	1地点又は1施設について2個以内

(2) (1)に掲げる地域以外の地域に適用する基準

ア ネオンその他これに類するものは使用しないこと。

イ アに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区分	項目	基準
屋上広告物	表示面積	壁面広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下、かつ、当該建築物において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者当たり20平方メートル以下並びに1基の表示面積10平方メートル以下
	本体の高さ	2メートル(近隣商業地域にあつては、3メートル)以下かつ表示する建築物の高さの3分の1以下
	地上からの高さ	10メートル(近隣商業地域にあつては、13メートル)以下
	その他	表示する建築物から横にはみ出さないこと。
壁面広告物	表示面積	屋上広告物の表示面積との合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の5分の1以下、かつ、当該建築物において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者当たり20平方メートル以下並びに1基の表示面積10平方メートル以下

袖看板	表示面積	合計 10 平方メートル以下
	下端の高さ	道路から 4.7 メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5 メートル以上
	壁面からの出幅	1.5 メートル以下
	道路上の出幅	1.0 メートル以下
	その他	壁面上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	表示面積	合計 10 平方メートル以下
	高さ	10 メートル以下
	その他	掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。

- 3 許可の有効期間
3 年
- 4 屋外広告物特別規制地域の指定があつた際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間
6 年
(当該指定があつた際、現に条例第 8 条第 1 項の規定による許可(当該許可について条例第 12 条第 1 項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可)を受けて表示され、又は設置されている広告物等にあつては、当該許可の有効期間)
- 5 適用除外となる広告物等
 - (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - (2) 自己用広告物で、表示面積の合計 3 平方メートル以下のもの
 - (3) 祭典その他年中行事のためにするもの
 - (4) 営利を目的としない広告物等で次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
 - (5) 住居への案内のための広告物等であつて次のア及びイに該当するもの
 - ア 高さ 12 センチメートル以下、上底 45 センチメートル以下かつ下底 50 センチメートル以下で、内角に直角を有する台形であるもの

イ 焦げ茶地に白文字又は白地に黒文字のもの

(6) 街路灯柱に設置される袖看板で表示面積 0.5 平方メートル以下のもの

(付表)

道路等に接続する地域で 2 の(1)の基準を適用する地域

接続する道路等		範 囲
種類及び名称	区 間	
一般国道18号	群馬県と長野県との境界から軽井沢駅に向かって1,000メートル(軽井沢町軽井沢東38番の8地先)まで	両側各 1,000 メートル以内
	群馬県と長野県との境界から軽井沢町大字長倉字西ノ河原 1259 番の 293 地先まで(バイパス)	両側各 300 メートル以内
	県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線の交差点から北佐久郡御代田町との境界まで	両側各 1,000 メートル以内
県道下仁田軽井沢線	県道松井田軽井沢線との交差点からしなの鉄道線との交差点まで	両側各 1,000 メートル以内
県道小諸軽井沢線	北佐久郡御代田町と軽井沢町との境界から一般国道 18 号との交差点まで	両側各 300 メートル以内
県道松井田軽井沢線	群馬県と長野県との境界から県道下仁田軽井沢線との交差点まで	両側各 500 メートル以内
県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線	北佐久郡軽井沢町道発地馬取線との交差点から一般国道 18 号との交差点まで	両側各 200 メートル以内
北佐久郡軽井沢町道発地馬取線	県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線との交差点から県道下仁田軽井沢線との交差点(軽井沢町大字発地字馬越 1399 番の 47 地先)まで	両側各 200 メートル以内
しなの鉄道線	一般国道 18 号(バイパス)との交差点から北佐久郡御代田町との境界まで	両側各 500 メートル以内

国道 117 号沿道屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

一般国道 117 号又はこれに接続し、かつ、これから展望できる範囲の地域のうち、次の表に定める地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

区 分	区 間	範 囲
第 1 種地域	高速自動車国道関越自動車道上越線豊田飯山インターチェンジから飯山市道 2-120 号線との交差点まで(バイパス)	両側各 200 メートル以内
	飯山市道 7-397 号線との交差点から下水内郡栄村大字豊栄字大門 251 番の 1 地先まで(バイパス)	
第 2 種地域	飯山市道 2-120 号線との交差点から清川橋(飯山市大字静間字町尻 1345 番の 1 地先)まで	両側各 100 メートル以内
	下水内郡栄村大字豊栄字大門 251 番の 1 地先から長野県と新潟県との境界まで	
第 3 種地域	清川橋(飯山市大字静間字町尻 1345 番の 1 地先)から飯山市道 7-397 号線との交差点まで(バイパス)	両側各 30 メートル以内

2 許可及び許可の更新の基準

(1)第 1 種地域に適用する基準

ア 自己の氏名、事業又は営業に関して表示するものの基準

(ア) 自己の住居、事務所、営業所等に表示する場合

- a 表示面積の合計が 10 平方メートル以下であること。
- b 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものは使用しないこと。
- c 地色の彩度 8 以下であること。
- d 反射光のある素材は使用しないこと。
- e 屋上には表示しないこと。
- f aからeまでに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
壁面広告物	表示面積	表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の 5 分の 1 以下

袖看板	表示面積	合計 5 平方メートル以下
	下端の高さ	道路から 4.7 メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5 メートル以上
	壁面からの出幅	1.0 メートル以下
	その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	表示面積	1 面 5 平方メートル以下
	高さ	5 メートル以下

(イ) 自己の住居、事務所、営業所等以外に表示する場合

a (ア)のbからeまでに掲げるもの

b 一般国道 117 号を挟んだ自己の住居、事務所、営業所等の敷地の反対側以外には、表示し、又は設置しないこと。

c a及びbに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

項目	基準
規格	縦 0.55 メートル以下かつ横 1.8 メートル以下で、長方形のもの
地上からの高さ	5 メートル以下
個数	1 個

イ アに掲げるもの以外のものの基準

(ア) アの(ア)のbからeまでに掲げるもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

項目	基準
用途	著名な地点又は公共的な施設への案内のためのもの
規格	縦 0.55 メートル以下かつ横 1.8 メートル以下で、長方形のもの
色彩	焦げ茶地に白文字、紺地に白文字又は白地に紺文字のもの
地上からの高さ	5 メートル以下

(2) 第 2 種地域又は第 3 種地域に適用する基準

ア (1)の(ア)のbからeまでに掲げるもの

イ アに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
壁面広告物	表示面積	表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の 10 分の 3(第 3 種地域にあっては、10 分の 4)以下
袖看板	表示面積	合計 5 平方メートル以下
	下端の高さ	道路から 4.7 メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5 メートル以上
	壁面からの出幅	1.0 メートル以下
	その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	表示面積	1 面 10 平方メートル以下かつ 1 基の表示面積 20 平方メートル以下。ただし、自己用広告物以外のもので、第 2 種地域に設置するものにあつては、1 面 5 平方メートル以下かつ 1 基の表示面積 10 平方メートル以下
	高さ	10 メートル以下。ただし、自己用広告物以外のもので、第 2 種地域に設置するものにあつては、5 メートル以下

- 3 許可の有効期間
3 年
- 4 屋外広告物特別規制地域の指定があつた際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間
3 年(第 2 種地域又は第 3 種地域にあっては、6 年)
- 5 適用除外となる広告物等
 - (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - (2) 祭典その他年中行事等のためにするもの
 - (3) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を 25 平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
 - (4) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためのもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

- (5) 地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人により地域の活性化を目的として設置された施設の敷地内に表示するもの
- (6) 第1種地域に表示し、又は設置する自己用広告物で、次のアからエまでに該当するもの(屋上広告物を除く。)
 - ア 表示面積の合計が3平方メートル以下のもの
 - イ 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものを使用しないもの
 - ウ 反射光のある素材を使用しないもの
 - エ 地上に設置する広告物等にあつては、高さ5メートル以下のもの
- (7) 第2種地域又は第3種地域に表示し、又は設置するもので、次のア及びイに該当するもの(屋上広告物を除く。)
 - ア (6)のイからエまでに掲げるもの
 - イ 1面3平方メートル以下かつ1基の表示面積6平方メートル以下のもの

長和町和田屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

小県郡長和町和田の区域のうち、八ヶ岳中信高原国定公園の区域(平成8年5月1日現在の区域をいう。)を除く地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可及び許可の更新の基準

長和町和田屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次に掲げるとおりとし、許可の更新の基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

- (1) 表示面積の合計が15平方メートル以下であること。
- (2) 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものは使用しないこと。
- (3) 地色の彩度8以下であること。
- (4) 反射光のある素材は使用しないこと。
- (5) 屋上には表示しないこと。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げるもの

ア 自己の氏名、事業又は営業に関して表示するものの基準

(ア) 自己の住居、事業所、営業所等に表示する場合

区 分	項 目	基 準
壁面広告物	表示面積	表示する壁面の面積の5分の1以下
袖看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5メートル以上
	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道路上の出幅	1メートル以下
	その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	高さ	8メートル以下
	道路からの距離	1メートル以上
	その他	掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。

(イ) 自己の住居、事業所、営業所等以外に表示する場合

項 目	基 準
用途	小県郡長和町和田の区域の事業所、営業所等への案内のためのもの
規格	縦1メートル以下かつ横2メートル以下、1面1平方メートル以下で、片面又は両面のもの
地上からの高さ	5メートル以下

場所及び個数	事業所、営業所等へ通ずる主たる道路における交差点について2個以内
--------	----------------------------------

イ アに掲げるもの以外のものの基準

項目	基準
用途	著名な地点又は公的な施設への案内のためのもの
規格	縦1メートル以下かつ横2メートル以下で、片面又は両面のもの
地上からの高さ	5メートル以下
個数	1地点又は1施設について2個以内

- 3 許可の有効期間
3年
- 4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域若しくは場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間
3年
- 5 適用除外となる広告物等
 - (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - (2) 祭典その他年中行事等のためにするもの
 - (3) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
 - (4) 自己用広告物で、次のアからウまでに該当するもの(屋上広告物を除く。)
 - ア 表示面積の合計が3平方メートル以下のもの
 - イ 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものを使用しないもの
 - ウ 反射光のある素材を使用しないもの

白馬村屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

北安曇郡白馬村(以下この別表において「白馬村」という。)の区域のうち、中部山岳国立公園の区域(平成8年10月1日現在の区域をいう。)を除く地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可及び許可の更新の基準

白馬村屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次に掲げるとおりとし、許可の更新の基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

- (1) 動光、点滅照明その他これらに類するものは使用しないこと。
- (2) 反射光のある素材は使用しないこと。
- (3) 屋上には表示しないこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次に掲げるもの

ア 自己用広告物(カに掲げるものを除く。)の基準

(ア) 表示面積の合計が10平方メートル以下であること。

(イ) (ア)に掲げるもののほか、次の表に掲げるもの

区 分	項 目	基 準
壁面広告物	表示面積	表示する壁面の面積の5分の1以下
	個数	1建築物について1個
袖看板	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	表示面積	1面5平方メートル以下
	高さ	6メートル以下
	道路からの距離	1メートル以上
	その他	掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。

イ 著名な地点又は公共的な施設への案内のためのもの(エ、オ及びカに掲げるものを除く。)の基準

項 目	基 準
規格	長方形(短い辺の長さが1.8メートル以下かつ長い辺の長さが短い辺の長さの1.6倍のものに限る。)で、片面又は両面のもの。ただし、1面の表示面積が1平方メートル以下のものにあつては、この限りでない。
地上からの高さ	6メートル以下
個数	1地点又は1施設について2個以内

ウ 道路の名称を表示するもの又は集落への案内のためのもの(エに掲げるものを除く。)の基準

項目	基準
規格	長方形(短い辺の長さが1.8メートル以下かつ長い辺の長さが短い辺の長さの1.6倍のものに限る。)で、片面又は両面のもの。ただし、1面の表示面積が1平方メートル以下のものにあつては、この限りでない。
地上からの高さ	6メートル以下

エ 集落内の案内図の基準

1面の表示面積が10平方メートル以下で、片面又は両面のものであること。

オ スキー場への案内のためのもの(カに掲げるものを除く。)の基準

項目	基準
個数	1 スキー場について2個以内(冬期間における仮設的なものを除く。)
表示面積	1面5平方メートル以下で、片面又は両面のもの
その他	地理的な事情その他のやむを得ない事由がある場合を除き、他のスキー場への案内のための屋外広告物を掲出する物件に共同して表示すること。

カ スキー場内の案内図の基準

1面の表示面積が10平方メートル以下であること。

キ 白馬村の区域の事業所、営業所等への案内のためのものの基準

項目	基準
表示面積	1面0.5平方メートル以下かつ1個の表示面積1平方メートル以下
地上からの高さ	6メートル以下
設置場所	付表に掲げる地域以外の地域に表示し、又は設置すること。
その他	地理的な事情その他のやむを得ない事由がある場合を除き、白馬村の区域の他の事業所、営業所等への案内のための屋外広告物を掲出する物件(1面の面積が5平方メートル以下のものに限る。)に共同して表示すること。

ク アからキまでに掲げるもの以外のものの基準

項 目	基 準
用途等	屋外広告物の表示面の一部に当該屋外広告物の用途以外の用途のために表示するもの
表示面積	屋外広告物の1面の表示面積の20分の1以内

- 3 許可の有効期間
3年
- 4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間
3年
(2の(4)のア又はキに掲げる広告物等で、表示面積の基準に適合しているものにあつては、6年)
- 5 適用除外となる広告物等
 - (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - (2) スポーツ大会又は文化事業(別に定めるものに限る。)のため、これらを主催する者(これに準ずる者を含む。)が表示し、又は設置するもの
 - (3) 祭典その他年中行事等のためにするもの
 - (4) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
 - (5) 自己用広告物で、次のアからウまでに該当するもの(屋上広告物を除く。)
 - ア表示面積の合計が3平方メートル以下かつ高さ5メートル以下のもの
 - イ動光、点滅照明その他これらに類するものを使用しないもの
 - ウ反射光のある素材を使用しないもの

(付表)

2の(4)のキに掲げる広告物等の表示又は設置をすることができない地域

接 続 す る 道 路 等		範 囲
種類及び名称	区 間	
一般国道148号	大町市と白馬村との境界から白馬村と北安曇郡小谷村との境界まで	両側各100メートル以内

一般国道 406 号	一般国道 148 号との交差点から白馬村と上水内郡小川村との境界まで	両側各 100 メートル以内
県道白馬美麻線	白馬村と大町市との境界から一般国道 148 号との交差点まで	両側各 100 メートル以内
県道白馬岳線	一般国道 148 号との交差点から終点まで	両側各 100 メートル以内
県道千国北城線	一般国道 148 号との交差点から白馬村と北安曇郡小谷村との境界まで	両側各 100 メートル以内
北安曇郡白馬村道 0105 号線	一般国道 148 号との交差点から県道白馬美麻線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
北安曇郡白馬村道 0212 号線	北安曇郡白馬村道 0105 号線との交差点から終点まで	両側各 100 メートル以内
北安曇郡白馬村道 1082 号線	一般国道 148 号との交差点から県道白馬美麻線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
北安曇郡白馬村道 2203 号線	県道白馬岳線との交差点から終点まで	両側各 100 メートル以内
北安曇郡白馬村道 3146 号線	県道千国北城線との交差点から北安曇郡白馬村道 0105 号線との交差点まで	両側各 100 メートル以内
北安曇郡白馬村道 3149 号線	一般国道 148 号との交差点から県道白馬美麻線との交差点まで	両側各 100 メートル以内

八ヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

八ヶ岳エコーライン(次の表に掲げる道路等をいう。)又はこれに接続し、かつ、これから展望できる範囲の地域のうち、この両側各 300メートル以内の地域を、屋外広告物特別規制地域に指定する。

種類及び名称	区 間
茅野市道2級 35 号線	県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交差点から茅野市と諏訪郡原村との境界まで
諏訪郡原村道 2007 号線	茅野市と諏訪郡原村との境界から諏訪郡富士見町と諏訪郡原村との境界まで
諏訪郡富士見町道 7831 号線	諏訪郡富士見町と諏訪郡原村との境界から県道茅野北杜葦崎線との交差点まで
県道茅野北杜葦崎線	諏訪郡富士見町道 7831 号線との交差点から諏訪郡富士見町道 3482 号線との交差点まで
諏訪郡富士見町道 7832 号線	県道茅野北杜葦崎線との交差点から県道立沢富士見停車場線との交差点まで
諏訪郡富士見町道 7906 号線	県道立沢富士見停車場線との交差点から諏訪郡富士見町道 4052 号線との交差点まで
諏訪郡富士見町道 7833 号線	諏訪郡富士見町道 4052 号線との交差点から諏訪郡富士見町道 115 号線との交差点まで

2 許可及び許可の更新の基準

八ヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次に掲げるとおりとし、許可の更新の基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

- (1) 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものは使用しないこと。
- (2) 地色の彩度 8 以下であること。
- (3) 反射光のある素材は使用しないこと。
- (4) 屋上には表示しないこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次に掲げるもの

ア 自己の氏名、事業又は営業に関して自己の住居、事業所、営業所等に表示するものの基準

区 分	項 目	基 準
壁面広告物	表示面積	表示する壁面の面積の 5 分の 1 以下かつ 1 基の表示面積 10 平方メートル以下

袖看板	表示面積	合計 5 平方メートル以下
	下端の高さ	道路から 4.7 メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5 メートル以上
	壁面からの出幅	1.5 メートル以下
	道路上の出幅	1 メートル以下
	その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する広告物等	表示面積	1 面 5 平方メートル以下かつ 1 基の表示面積 10 平方メートル以下
	高さ	5 メートル以下
	道路からの距離	1 メートル以上
	その他	掲示板にあつては、掲示物の飛散防止処置が施されていること。

イ アに掲げるもの以外の基準

項 目	基 準
用途	八ヶ岳山麓景観形成重点地域(平成 10 年長野県告示第 100 号で告示された長野県景観条例(平成 4 年長野県条例第 22 号)第 12 条第 1 項に規定する景観形成重点地域をいう。以下同じ。)の住居、事業所、営業所等への案内のためのもの
規格	縦 1.5 メートル以下かつ横 1 メートル以下で、長方形のもの
色彩	焦げ茶地に白文字のもの
地上からの高さ	3 メートル以下
場所及び個数	1 地点又は 1 施設について 2 個以内
その他	地理的な事情その他のやむを得ない事由がある場合を除き、八ヶ岳山麓景観形成重点地域の他の住居、事業所、営業所等への案内のための屋外広告物を掲出する物件に共同して表示すること。

- 3 許可の有効期間
3 年
- 4 屋外広告物特別規制地域の指定があつた際、現に当該指定に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間
3 年

5 適用除外となる広告物等

- (1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (2) 祭典その他年中行事等のためにするもの
- (3) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を 25 平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
- (4) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
- (5) 自己用広告物で、次のアからウまでに該当するもの(屋上広告物を除く。)
 - ア 表示面積の合計が 3 平方メートル以下かつ高さ 5 メートル以下のもの
 - イ 動光、点滅照明その他これらに類するもの又はネオンその他これに類するものを使用しないもの
 - ウ 反射光のある素材を使用しないもの

一部改正〔平成 7 年規則 25 号・8 年 21 号・30 号・9 年 34 号・14 年 24 号・17 年 50 号・20 年 39 号
・2 年 13 号〕